

令和6(2024)年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査
報告書

令和6(2024)年11月
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

目 次

1	調査概要	1
2	調査結果	3
3	現状と課題及び今後の方向性	7

集計データ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	12
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局区別]	13
3	審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]	14
4	会長・副会長への女性の参加状況	14
5	公募委員への女性の参加状況	14
6	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	15
7	各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布	32
8	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画	33

参考資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	36
	川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）	40
	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書（様式2）	41

令和 6 (2024) 年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

1 調査概要

(1) 目的

本調査は、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(以下「参加促進要綱」という。)
第 6 条に定める「女性の参加状況調査」(以下「調査」という。)であり、「第 5 期川崎市男女
平等推進行動計画^{*1}」(以下「第 5 期行動計画」という。)の施策「審議会等委員への女性の参
画の推進」の全局における事業目標、

①審議会等委員の女性比率が令和 7 (2025) 年度までに 40%となるよう目指す

②女性委員ゼロの審議会等をなくす

の達成状況を把握するため実施しているものである^{*2}。

第 5 期行動計画は、「男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号)」に定める市町村
男女共同参画計画であり、同法第 5 条では「男女共同参画社会の形成^{*3}は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立
案及び決定に共同して参画する機会を確保されることを旨として行わなければならない」と
規定されており、本市の施策はその規定に沿ったものである。

政策・方針決定過程における女性の参加促進に向けて、国では「社会のあらゆる分野にお
いて、令和 2 (2020) 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度にな
るよう期待する (平成 15 (2003) 年 6 月男女共同参画推進本部決定) と目標を掲げ、取組を進
めてきた。この目標に対し、令和 2 (2020) 年 12 月に策定された「第 5 次男女共同参画基本計
画」では、「全体として『30%』の水準に到達しそうとは言えない状況にある」とし、「2030
年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが
ないような社会になることを目指す」と記載され、より一層の取組が求められている。

これらを踏まえて本市では、それぞれの審議会等を所管する局本部室区の長と市民文化局
長の間で、委員が確定する前に女性の参画に関する協議 (以下「事前協議」という。)を実施
するとともに、毎年度、調査を実施し、女性の参加状況と課題及び積極的な取組推進に向け
た今後の方向性を報告書として示している。

^{*1} 本市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、
共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさ
き」の実現を目指すため、平成 13 (2001) 年 10 月に「男女平等かわさき条例」を施行した。川崎市男女平等推進行
動計画は、「男女平等かわさき条例」第 8 条に基づき、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策の基本となるものとして策定している (第 5 期行動計画は令和 4 (2022) 年 3 月に策定)。

^{*2} 参加促進要綱第 3 条では、「男女ほぼ同数で構成することを最終目標」とし、上記の①②の目標を掲げている。
第 3 期行動計画では、「委員が男女ほぼ同数 (40~60%) で構成されている審議会等の数を全体の 30%とする」を目標
として位置付けていたが、委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の割合については、平成 29 (2017) 年
度に 34.7%と目標数値を達成したため、第 4 期行動計画以降目標としての位置付けはなくなっている。

^{*3} 「男女共同参画社会基本法」第 2 条第 1 号において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成するこ
とをいう」と規定している。

(2) 対象審議会等、調査基準日及び実施期間

- ア 対象審議会等 局本部室区（以下「局区」という。）所管の審議会等
「地方自治法」、「川崎市附属機関設置条例」、「附属機関等の設置等に関する要綱」等に基づき分類（表1参照）
- イ 調査基準日 令和6（2024）年6月1日現在
- ウ 実施期間 令和6（2024）年7月31日（水）～8月23日（金）

表1 対象となる審議会等の分類

附属機関	<u>地方自治法第138条の4の規定に基づき設置された附属機関</u> (地方自治法第138条の4第3項) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
部会	<u>附属機関に設置された部会</u> (川崎市附属機関設置条例第8条) 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。
専門委員	<u>地方自治法第174条の規定に基づき設置された専門委員</u> (地方自治法第174条) 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
懇談会等	<u>要綱等に基づき開催される懇談会及び附属機関等に準ずるもの</u> (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の2) 「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。 (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の3) 「附属機関等に準ずるもの」とは、執行機関を除く公営企業管理者が設置する附属機関等に類似したものをいう。

※調査基準日(毎年6月1日)現在、①未設置、②休止中(附属機関、部会、専門委員は委嘱している委員がない)の審議会等は除外

(3) 調査様式及び項目

- ア 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票 (P40 様式1参照)
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)
 - (イ) 根拠法令等及び根拠法令等による設置の区分
 - (ウ) 令和6(2024)年6月1日現在の活動状況
 - (エ) 委員内訳(定数、委員総数、女性委員数、公募委員数)
 - (オ) 会長及び副会長の性別
 - (カ) 委員の任期
 - (キ) 今後の方向性(継続又は解消)
- イ 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書 (P41 様式2参照) *4
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)

*4 女性委員ゼロの審議会等を対象としている。

- (イ) 委員の任期
- (ウ) 現委員の任期満了年月日
- (エ) 女性委員ゼロとなった理由
- (オ) 女性の参加促進計画

2 調査結果

(1) 概要

ア 審議会等委員の女性比率について

34.2% (昨年度比 0.7 ポイント増)

目標① 審議会等委員の女性比率が令和 7 (2025) 年度までに 40% となるよう目指す

イ 女性委員ゼロの審議会等について

20 (昨年度比 1 減)

目標② 女性委員ゼロの審議会等をなくす

(2) 詳細

令和 6 (2024) 年 6 月 1 日現在の本市の審議会等委員における女性の参加状況に関する調査結果は、次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100% として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100% にならない場合がある。

ア 審議会等委員の女性比率について

(ア) 審議会等委員の内訳 (表 2 参照)

女性比率は 34.2% (昨年度比 0.7 ポイント増)、審議会等の委員総数は 4,028 人で内訳は女性 1,379 人、男性 2,648 人となっている^{*5}。なお、委員総数は昨年に比べ 677 人増加し、内訳は女性 257 人増、男性 419 人増となっている。

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

	令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
女性	967 人	32.2%	1,122 人	33.5%	1,379 人	34.2%
男性	2,033 人	67.8%	2,229 人	66.5%	2,648 人	65.7%
総数	3,000 人	100.0%	3,351 人	100.0%	4,028 人	100.0%

(調査基準日は毎年 6 月 1 日)

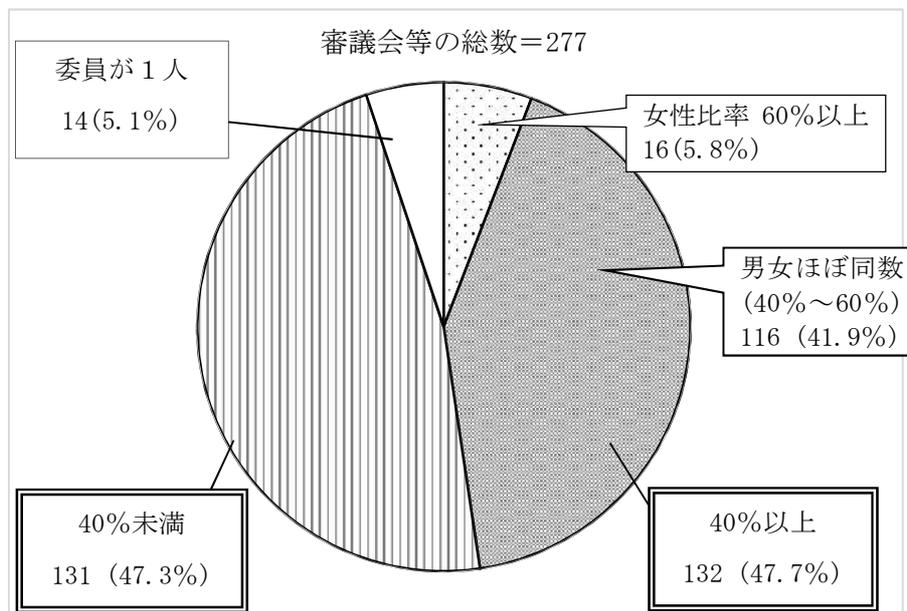
(イ) 目標値の達成状況について (図 1 参照)

審議会等の総数は 277 で昨年度に比べ 7 増となっている。277 のうち、女性比率 40% を達成した審議会等は 132 で全体の 47.7%、40% 未達は 131 (47.3%) となっている。

^{*5} 今年度は、性別「その他」を 1 名把握した。

女性比率 40%を達成した審議会等のうち、男女ほぼ同数（40%～60%）の審議会等は 116（41.9%）、女性比率 60%以上が 16（5.8%）である。なお、委員が 1人で構成されるため比率把握の対象外となる審議会等が 14（5.1%）となっている。

図 1 女性比率の目標値の達成状況



(ウ) 局本部室区別の達成状況について（表 3 参照）

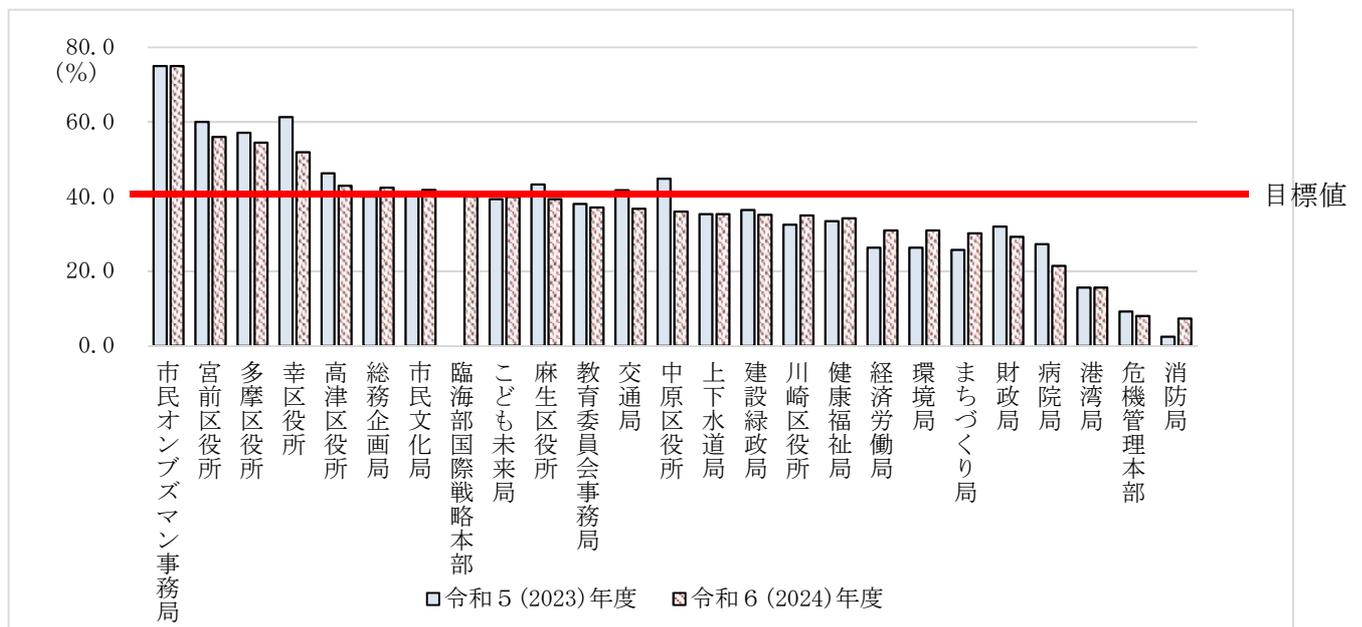
審議会等委員への女性比率が 40%以上の局区は、昨年度から引き続き、総務企画局、市民文化局、幸区役所、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所、市民オンブズマン事務局が達成し、加えて今年度から新たに臨海部国際戦略本部が加わり、8局本部区となっている。なお、昨年度から比率が 1ポイント以上増加した局区の数 は 7で、1ポイント以上減少した局区の数 は 11 である。

表 3 局区別女性比率

局本部室区名	令和 5 (2023) 度 女性比率 (B)	令和 6 (2024) 度 女性比率 (A)	女性比率の増減 ポイント (A - B)
総務企画局	40.0%	42.4%	2.4
財政局	32.0%	29.2%	△2.8
市民文化局	41.0%	41.8%	0.8
経済労働局	26.3%	30.9%	4.6
環境局	26.3%	30.9%	4.6
健康福祉局	33.4%	34.2%	0.8
こども未来局	39.3%	39.9%	0.6
まちづくり局	25.7%	30.2%	4.5
建設緑政局	36.4%	35.1%	△1.3

港湾局	15.6%	15.6%	—
臨海部国際戦略本部	0.0%	40.0%	40.0
危機管理本部	9.2%	8.0%	△1.2
川崎区役所	32.5%	35.0%	2.5
幸区役所	61.3%	51.9%	△9.4
中原区役所	44.8%	36.0%	△8.8
高津区役所	46.3%	42.9%	△3.4
宮前区役所	60.0%	56.0%	△4.0
多摩区役所	57.1%	54.5%	△2.6
麻生区役所	43.3%	39.3%	△4.0
会計室	—	—	—
上下水道局	35.3%	35.3%	—
交通局	41.7%	36.8%	△4.9
病院局	27.3%	21.4%	△5.9
消防局	2.4%	7.3%	4.9
市民オンブズマン事務局	75.0%	75.0%	—
教育委員会事務局	38.0%	37.1%	△0.9
選挙管理委員会事務局	—	—	—
監査事務局	—	—	—
人事委員会事務局	—	—	—
議会局	—	—	—
全局本部室区	33.5%	34.2%	0.7

図2 局別女性比率〔比率順〕



イ 女性委員ゼロの審議会等について（表4参照）

女性委員ゼロの審議会等の数は20で、審議会等の総数277のうち7.2%を占めている。昨年度と比べ、数としては1減少した。

昨年度女性委員ゼロと把握した審議会等は21あり、そのうち14は今年度調査でも引き続きゼロとなっているが、7はゼロを解消した。しかしながら、昨年度以降、新たに6の審議会等が女性委員ゼロとなったため、今年度の女性委員ゼロの審議会等の数は20となっている。20の審議会等の分類は、附属機関が7(35.0%)、部会が10(50.0%)、懇談会等が2(10.0%)、専門委員が1(5.0%)となっている。

女性委員ゼロとなった主な理由としては、専門家・学識経験者に女性が少ない、推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないなど候補となる女性が少ない状況のほか、団体への委員推薦を職務指定で全員男性となったなど、選出方法が理由となっているものもある*6。

なお、女性委員ゼロの解消に向けて、各局区では、現任の学識経験者等の関係者に早期から女性学識経験者の紹介を働きかけるとともに、団体推薦に関しては、役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する、任期途中で委員が交代する場合も、女性の推薦を依頼することなどが挙げられている。

表4 女性委員ゼロの審議会等一覧〔局区別〕

財政局（1）	川崎市ふるさと納税推進懇談会
市民文化局（1）	川崎市差別防止対策等審査会
経済労働局（1）	川崎市農業委員会委員選考委員会
健康福祉局（8）	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会、川崎市社会福祉審議会老人福祉専門分科会、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、川崎市自殺対策評価委員会、川崎市地域医療審議会救急医療体制検討委員会、川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会、川崎市感染症発生動向調査委員会、川崎市指定難病審査会代謝・内分泌系疾患群専門部会
まちづくり局（2）	川崎駅東口地区駐車対策推進会議、登戸土地区画整理事業評価員
建設緑政局（1）	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会等々力緑地部会
麻生区役所（1）	川崎市麻生区民間活用事業者選定評価委員会
消防局（4）	川崎市メディカルコントロール協議会作業部会、川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会、川崎市危険物等保安審議会、川崎市コンピナート安全対策委員会
教育委員会事務局（1）	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会

*6 P33「8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画」参照

3 現状と課題及び今後の方向性

(1) 現状と課題

ア 現状

(ア) 昨年度調査基準日以降の変動

目標①「審議会等委員の女性比率が令和7(2025)年度までに40%となるよう目指す」に対して、令和6(2024)年度は34.2%と昨年度の33.5%から0.7ポイント増となった。

女性比率が0.7ポイント増加した背景として、昨年度の調査基準日以降、新規設置された審議会等及び改選のあった審議会等の一部において、女性委員の確保が見られた状況がある。新規設置された審議会等27の女性比率は表5のとおり37.3%となっており、設置時点で目標値を達成した審議会等が15あった。次に、改選があった審議会等の144のうち、女性委員数に変動なしの審議会等が85と半数以上を占めるが、改選を機に女性委員数が増加した審議会等が39、女性委員数が減少した審議会等が20あった。女性委員数が増加した審議会等39のうち、15の審議会等は改選によって女性比率に係る目標の達成に至った。一方で女性委員数が減少した審議会等20のうち、目標未達成の審議会等の数は11あり、その中の8の審議会等では改選によって目標達成から未達成へと後退していた。なお、審議会等における委員の選任時期は個々の審議会等によって異なり、昨年度の調査基準日以降、改選がなかった審議会等が106把握された。そのうち、団体推薦委員の交代などで任期途中で女性委員数に変動があった審議会等が27あり、女性委員数が減少した審議会等の数が14と、増加した審議会等の数の13を上回っていた。

以上から、委員選任を行った審議会等で女性委員数の増加が図られたものの、改選を期に女性比率未達成となったり、任期途中の委員交代で女性委員数が減少した審議会等もあったため、比率全体としては0.7ポイント増と小幅な改善に留まった状況が把握された。

表5 昨年度からの審議会等委員における女性参加の変動状況

		審議会等の数			女性比率
新規		27			37.3%
継続	改選あり	144			32.7%
		女性委員増 39	変動なし 85	女性委員減 20	
	改選なし	106			37.2%
		女性委員増 13	変動なし 79	女性委員減 14	
総数		277			34.2%

目標②「女性委員ゼロの審議会等をなくす」に対して、令和6(2024)年度は女性委員ゼロの審議会が20と昨年度から1減少した。ゼロとなっている審議会等の特徴としては、医療、危機管理、消防、土地区画など専門性の高いテーマを扱うものが多く、委員

候補者が限られる中、学識経験者及び団体推薦委員の双方で女性を確保することが難しいことが理由として挙げられた。今後の方策として、学識経験者については早期から女性候補者探しを行うなどが検討されているが、団体推薦については、現状、当該団体において男性が主たる構成員となっており、「直ちに女性を推薦することが困難な状況がある」といった見解も示されるなど、女性委員の選任状況を改善する手立てはあまり多くないことが課題となっている。

(イ) 女性の参加促進に向けた取組

審議会等委員への女性の参加促進に向け、人権・男女共同参画室は昨年度の調査報告書を踏まえ、庁内への働きかけと、女性委員の候補者に関する情報提供を実施した。

庁内への働きかけについては、年度末に審議会等の改選が多い時期に先駆け、令和6(2024)年1月に、審議会等を所管する各部署に対して取組の強化に向けた依頼を行った。その際は、委員候補者の検討段階、確保段階、内定段階の各段階で、積極的な女性比率向上に向けた取組を行う必要性を周知し、各段階での確認事項や女性委員の確保に向けた具体的な手法をまとめた資料を配布した。また、年度末に改選があり、かつ目標値が未達成の審議会等に対しては、個別に委員の選任状況を把握し、目標値の達成に向けた助言等を行った。

上記の取組と併せて、前年度から引き続き、所管部署からの依頼に基づき候補となる女性学識者をリストアップする情報提供を実施した。昨年度の改選以降、環境、文化活動、技術表彰に関する審議会等を所管する4つの部署から委員候補者紹介の依頼があり、2つの審議会等については女性委員数の増加に至り、2つの審議会等については退任する女性委員の後任となる女性委員を確保し、女性委員の比率を維持するといった成果が見られた。このように、審議会等の特性や所管部署からのニーズに合わせて候補となる女性学識者を紹介する取組には一定の効果が見られているが、現状として人権・男女共同参画室に相談する所管部署の数は年間数件程度に留まっており、実施規模は小さい状況がある。

イ 課題

審議会等委員への女性参加に関して、目標①の女性比率の現状値は34.2%と、40%の目標値達成まで5.8ポイントの開きがある。女性比率は近年上昇傾向にあるが、新規設置及び改選時における女性委員の確保が、任期中や改選時の女性委員数の減少を上回るほどの取組になっておらず、経年の女性比率の伸び率は微増に留まっている。また、目標②の女性委員ゼロの審議会等の数についても、今年度は1減少したものの、例年20前後で一進一退を続けており、大幅な減少には至っていない。こうした目標の未達成状況と併せて、本市ではこれまで意識啓発を中心とする様々な取組を行ってきたが、こうした取組が抜本的な数値の改善には結びついていないことも課題である。

(2) 今後の方向性

各局等における審議会等委員への女性参加促進に向けて、より一層効果的な取組や情報提供を検討し、取り組んでいくことが重要となっている。人権・男女共同参画室では、次年度が目標年度となることを踏まえ、次の3つの取組を今後、推進していく。

ア 審議会等所管部署における女性委員確保に向けた積極的な取組への働きかけ

審議会等委員の女性比率向上に向けては、審議会等を所管する担当部署が、改選等のタイミングで女性委員を確保することが必要だが、(1)現状と課題のとおり、こうした取組が全体的な女性比率の上昇に繋がっていないことが課題である。ただ、女性委員の確保が難しい状況は、審議する政策課題やテーマ、学識経験者や団体推薦の構成などによってそれぞれの審議会等で異なるため、その個別性に合わせた取組が重要となる。このため、人権・男女共同参画室では目標未達成となっている審議会等を重点的な対象として、各審議会等が置かれた状況を把握し、改選時における女性委員の増員に向けた助言や、早期から取り組むべきことの提示などの働きかけを行っていく。また、審議会等を所管する部署全般に対し、新規設置及び改選時に委員構成を検討する段階で女性委員の確保に至る委員構成となるよう努めることや、任期途中で女性委員の交代が発生した際は後任に女性を充てるなど、比率を下げないことも周知していく。

イ 庶務担当課長による事前協議等を通じた取組の実態把握

審議会等委員への女性の目標について、要綱では審議会等を所管する各局等が目標値の達成に向けて柔軟かつ積極的な取組に努めることとなっており、第5条で各審議会等所管担当部署が市民文化局と事前協議を行う際は、男女共同参画推進員である庶務担当課長と合議の上、事前協議書を提出することになっている。男女共同参画推進員とは、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的として各局等に2人設置されており、当該局等における所管事業や刊行物等広報物を男女平等推進の視点から点検する役割を担っている。特に、推進員の1人である庶務担当課長は、上述のとおり所管部署における審議会等委員への女性の参加促進に取り組むこととなっており、各局内における女性比率の改善に向けて局内での確認や情報共有を行うことが期待されている。人権・男女共同参画室では毎年度、男女共同参画推進員を対象とした研修を開催し、その役割について理解を促進してきたところであるが、具体的に事前協議の合議等の際にどのような取組を行っているのか、実態の把握を行う。それにより好事例や取組を進めるうえでの課題などを明らかにし、必要に応じて要綱解説を修正しその内容を周知するなど、各局等の庶務担当課長が積極的な役割を果たせる体制の強化を図る。

ウ 推薦を依頼する団体における女性選出の配慮に向けた働きかけの実施

本市の政策方針の検討等を行う審議会等の開催に当たっては、市内の様々な地域課題や実情を審議に反映できるよう、市内で活動する多様な地域団体に委員の推薦を依頼している。

こうした団体から選出される委員の参加によって、地域に根差した貴重な意見を政策形成過程で把握することが可能となっている。一方で社会における男女の地位の偏りを反映し、団体によっては構成員の多くを男性が務めている現状があり、本市の審議会等に推薦される委員も男性が多くなる傾向がみられる。また、団体を代表できる人物として充て職による選出が行われる結果、女性の選任が進まない状況も各審議会等を所管する部署からの課題として把握されている。人権・男女共同参画室ではこうした状況を踏まえ、委員推薦の多い団体宛てに依頼文を送付するなど、本市の審議会等委員への女性参加促進の取組に対して地域団体への理解を拡大する手法を検討していく。

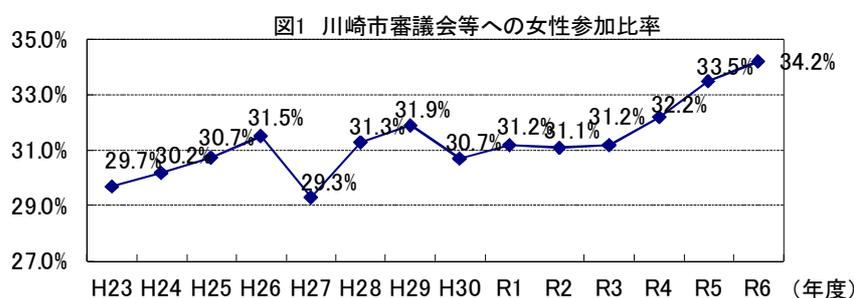
集 計 デ ー タ

1 審議会等委員への女性の参加状況[年度別]

毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性比率(%)
平成2(1990)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
平成3(1991)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
平成4(1992)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
平成5(1993)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
平成6(1994)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
平成7(1995)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
平成8(1996)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
平成9(1997)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
平成10(1998)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
平成11(1999)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
平成12(2000)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
平成13(2001)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
平成14(2002)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
平成15(2003)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
平成16(2004)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
平成17(2005)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
平成18(2006)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
平成19(2007)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
平成20(2008)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
平成21(2009)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
平成22(2010)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
平成23(2011)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
平成24(2012)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
平成25(2013)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
平成26(2014)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%
平成27(2015)年度	231	16	2,973	870	2,103	29.3%
平成28(2016)年度	253	20	2,991	936	2,055	31.3%
平成29(2017)年度	271	24	3,192	1,017	2,175	31.9%
平成30(2018)年度	284	20	3,110	956	2,154	30.7%
令和元(2019)年度	282	21	3,022	943	2,079	31.2%
令和2(2020)年度	286	19	3,046	946	2,100	31.1%
令和3(2021)年度	270	22	2,930	914	2,016	31.2%
令和4(2022)年度	262	20	3,000	967	2,033	32.2%
令和5(2023)年度	270	21	3,351	1,122	2,229	33.5%
令和6(2024)年度	277	20	4,028	1,379	2,648	34.2%

*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2(1990)年6月1日に施行した。
 *令和6年度は性別「その他」を1名把握したため、男女の委員数の合計が委員総数と一致しない。



2 審議会等委員への女性の参加状況 [局別]

No	局区名	審議会等の数(ア)と 前年度比	男女ほぼ同数で構成される 審議会等の数と全体(ア) に占める割合	女性比率が40%に満たない 審議会等の数と全体 (ア)に占める割合	全体(ア)のうち 女性委員 ゼロ審議会 等の数	委員総数	女性 委員数	女性比率 と前年度比
1	総務企画局	19 (4)	15 (78.9%)	3 (15.8%)	0	118	50	42.4% (2.4)
2	財政局	6 (△ 1)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	1	24	7	29.2% (△ 2.8)
3	市民文化局	20 (2)	11 (55.0%)	6 (30.0%)	1	177	74	41.8% (0.8)
4	経済労働局	19 (2)	3 (15.8%)	14 (73.7%)	1	178	55	30.9% (4.6)
5	環境局	9 (0)	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0	81	25	30.9% (4.6)
6	健康福祉局	76 (△ 1)	20 (26.3%)	42 (55.3%)	8	956	327	34.2% (0.8)
7	こども未来局	21 (1)	12 (57.1%)	7 (33.3%)	0	188	75	39.9% (0.6)
8	まちづくり局	17 (1)	6 (35.3%)	10 (58.8%)	2	159	48	30.2% (4.5)
9	建設緑政局	15 (3)	8 (53.3%)	6 (40.0%)	1	77	27	35.1% (△ 1.3)
10	港湾局	2 (0)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	32	5	15.6% (0.0)
11	臨海部国際戦略本部	1 (0)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0	5	2	40.0% (40.0)
12	危機管理本部	5 (0)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	0	238	19	8.0% (△ 1.2)
13	川崎区役所	7 (0)	5 (71.4%)	2 (28.6%)	0	40	14	35.0% (2.5)
14	幸区役所	4 (0)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0	27	14	51.9% (△ 9.4)
15	中原区役所	3 (△ 2)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0	25	9	36.0% (△ 8.8)
16	高津区役所	4 (△ 1)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	0	35	15	42.9% (△ 3.4)
17	宮前区役所	4 (0)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0	25	14	56.0% (△ 4.0)
18	多摩区役所	2 (△ 1)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0	11	6	54.5% (△ 2.6)
19	麻生区役所	4 (0)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	1	28	11	39.3% (△ 4.0)
20	上下水道局	2 (0)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	17	6	35.3% (0.0)
21	交通局	3 (1)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0	19	7	36.8% (△ 4.9)
22	病院局	2 (△ 1)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0	14	3	21.4% (△ 5.9)
23	消防局	5 (0)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	4	41	3	7.3% (4.9)
24	市民オンブズマン事務局	2 (0)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0	4	3	75.0% (0.0)
25	教育委員会事務局	25 (0)	10 (40.0%)	12 (48.0%)	1	1,509	560	37.1% (△ 0.9)
合計		277 (7)	116 (41.9%)	131 (47.3%)	20	4,028	1,379	34.2% (0.7)

* 委員総数が3人の審議会等は、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

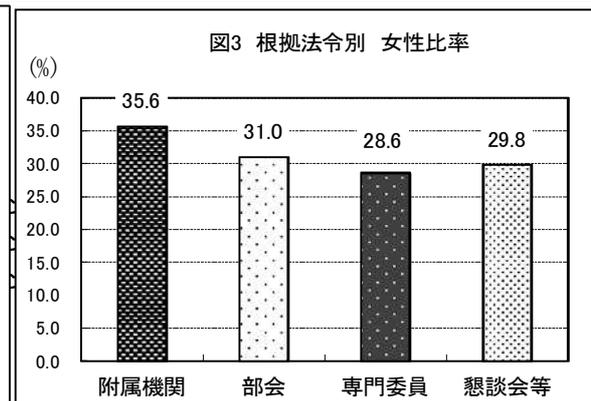
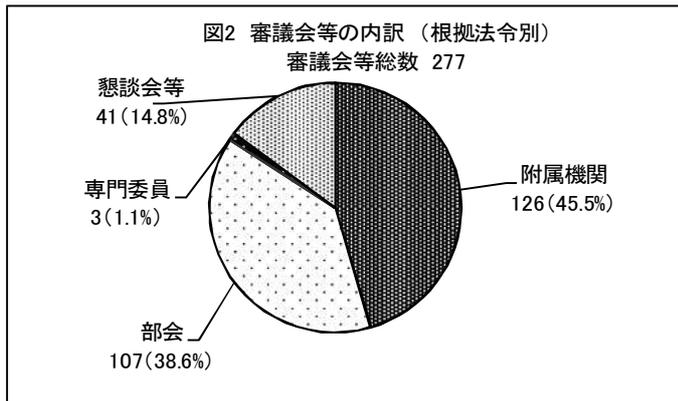
* 30局本部室区に対し調査を行った結果、25の局本部区が活動中の審議会等を所管していた。

* 委員総数のうち女性の占める割合が男女ほぼ同数(40%～60%)にある局区は、総務企画局、市民文化局、臨海部国際戦略本部、幸区役所、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所の7局区である。

3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]

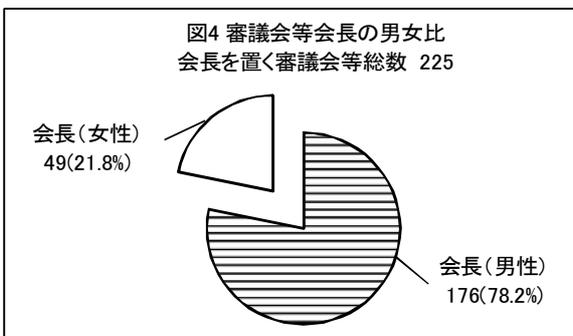
※区分の詳細については、P2参照

根拠法令別	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性比率
附属機関	126	7	2,904	1,035	1,869	35.6%
部会	107	10	748	232	516	31.0%
専門委員	3	1	7	2	5	28.6%
(法律・条例 小計)	236	18	3,659	1,269	2,390	34.7%
懇談会等	41	2	369	110	259	29.8%
合計	277	20	4,028	1,379	2,649	34.2%



4 会長・副会長への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	会長・副会長総数(人)	女性(人)	男性(人)	会長・副会長に就く女性の割合
会長を置いている	225	81.2%	225	49	176	21.8%
副会長を置いている	125	45.1%	125	38	87	30.4%

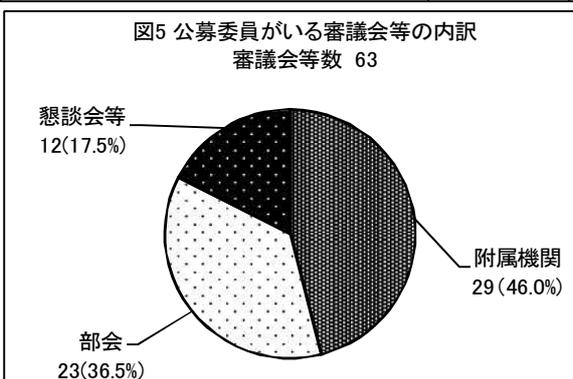


* 審議会等総数277のうち会長を置いている審議会等の数は225で、会長に就く女性は49人(21.8%)である。

* 副会長を置いている審議会等の数は125で、副会長に就く女性は38人(30.4%)である。

5 公募委員への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	公募委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	公募委員に占める女性の割合
公募委員がいる	63	20.9%	140	63	77	45.0%



* 「附属機関等の設置等に関する要綱」第6条では「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする」としている。また、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」第2条の2では「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする」としている。

* 審議会等総数277のうち公募委員がいる審議会等の数は63(20.9%)である。公募委員に占める女性の割合は45.0%と男女ほぼ同数となる数値である。

6 審議会等委員への女性の参加状況

[審議会等別]

令和6(2024)年6月1日現在

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
総務企画局															
—	川崎市名誉市民推薦審議会	秘書課	附属機関												川崎市名誉市民条例第5条 川崎市名誉市民条例施行規則第6条
1	川崎市市制100周年記念表彰選考委員会	シティプロモーション推進室	附属機関		12	12	3	25.0%	0	0		6	7	1	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市公共事業評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	7	6	30	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市政策評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		9	9	5	55.6%	3	1	3	7	11	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市政策評価審査委員会 第1部会 ☆	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	2	50.0%	2	0	3	7	11	30	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市政策評価審査委員会 第2部会 ☆	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	2	50.0%	2	1	3	7	11	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市政策評価審査委員会 第3部会 ☆	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	2	50.0%	2	1	3	7	11	30	川崎市附属機関設置条例
7	川崎市公共施設マネジメント推進委員会	公共施設総合調整室	附属機関		7	7	2	28.6%	2	0	2	7	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市総務企画局民間活用事業者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
8	川崎市行政不服審査会 ☆	コンプライアンス推進・行政情報管理部	附属機関		9	9	5	55.6%	0	0	3	7	3	31	行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例
—	川崎市行政不服審査会 部会	コンプライアンス推進・行政情報管理部	部会	川崎市行政不服審査会											行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例
—	川崎市行政不服審査会専門委員	コンプライアンス推進・行政情報管理部	専門委員												川崎市行政不服審査条例第9条
9	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 ☆	行政情報課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	2	6	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
10	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 第1部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	6	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
11	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 第2部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	6	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
12	川崎市情報公開運営審議会 ☆	行政情報課	附属機関		16	15	6	40.0%	3	1	2	7	12	31	川崎市情報公開条例第33条 川崎市情報公開運営審議会規則
13	川崎市資産公開等審査会 ☆	行政情報課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	7	10	31	川崎市資産公開等審査会条例第1条
14	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	専門委員		3	1	1	—	0	0	2	7	12	31	川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第20条 川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則
—	川崎市職員懲戒審査委員会	人事課	附属機関												地方自治法施行規程第16条(必置)、川崎市職員懲戒審査委員会規則
—	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会	人事課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市特別職報酬等審議会	労務厚生課	附属機関												川崎市特別職報酬等審議会条例
15	川崎市公務災害補償等認定委員会	労務厚生課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	7	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
16	川崎市公務災害補償等審査会 ☆	労務厚生課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	7	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条
—	川崎市退職年金審査会	共済課	附属機関												川崎市職員退職年金条例第51条
—	川崎市行財政改革推進委員会	行政改革マネジメント推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
17	川崎市民間活用推進委員会 ☆	行政改革マネジメント推進室	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	7	7	27	川崎市附属機関設置条例
18	大師地区複合施設整備に関する民間事業者選定部会 ☆	行政改革マネジメント推進室	部会	川崎市民間活用推進委員会	7	7	3	42.9%	0	0	2	7	7	27	川崎市附属機関設置条例
19	田島地区複合施設整備に関する民間事業者選定部会 ☆	行政改革マネジメント推進室	部会	川崎市民間活用推進委員会	7	7	3	42.9%	0	0	2	7	7	27	川崎市附属機関設置条例
総務企画局合計(審議会等数:19)						118	50	42.4%	14	4					
財政局															
—	川崎市財政局民間活用事業者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市の財政に関する研究会	財政課	懇談会等												川崎市の財政に関する研究会設置要綱
—	川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会	資金課	懇談会等												川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会設置要綱
1	川崎市ふるさと納税推進懇談会	資金課	懇談会等		3	3	0	0.0%	0	0	1	7	3	31	川崎市ふるさと納税推進懇談会開催運営要綱
2	川崎市土地利用審査会 ☆	資産運用課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	3	7	10	31	国土利用計画法第39条(必置) 川崎市土地利用審査会条例
3	川崎市不動産評価専門委員 ☆	資産運用課	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	2	7	7	31	地方自治法第174条 川崎市不動産評価専門委員に関する要綱
4	川崎市作業報酬審議会	契約課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	7	2	28	川崎市契約条例第11条
5	川崎市入札監視委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市政府調達苦情検討委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市税制に関する研究会	税制課	懇談会等												川崎市税制に関する研究会要綱
財政局合計(審議会等数:6)						24	7	29.2%	0	0					
市民文化局															
1	川崎市民文化局民間活用事業者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		10	3	1	33.3%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	附属機関		25	20	2	10.0%	0	0	2	7	6	30	交通安全対策基本法第18条 川崎市交通安全対策会議条例
3	川崎市犯罪被害者等支援有識者会議	地域安全推進課	懇談会等		7	7	2	28.6%	0	0	2	8	3	31	川崎市犯罪被害者等支援有識者会議開催運営要綱
4	川崎市外国人市民代表者会議 ☆	多文化共生推進課	附属機関		26	26	12	46.2%	26	12	2	8	3	31	川崎市外国人市民代表者会議条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
5	川崎市多文化共生社会推進協議会	多文化共生推進課	附属機関		5	5	4	80.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	地域日本語教育の推進に関する部会	多文化共生推進課	部会	川崎市多文化共生社会推進協議会	10	8	3	37.5%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
7	川崎市住居表示懇談会	戸籍住民サービス課	懇談会等		6	6	2	33.3%	0	0	2年以内	6.8	8.3	31	川崎市住居表示懇談会開催運営等要綱
8	川崎市指定特定非営利活動法人審査会 ☆	市民活動推進課	附属機関		6	6	3	50.0%			2	6	8	31	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第19条、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則第24条
—	川崎市自治功労賞選考委員会	市民活動推進課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
9	川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		12	10	5	50.0%	1	1	2	6	8	31	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例
10	川崎市差別防止対策等審査会	人権・男女共同参画室	附属機関		5	5	0	0.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例
11	川崎市男女平等推進審議会 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関		13	13	7	53.8%	3	1	2	7	3	31	男女平等かわさき条例
12	女性活躍推進中小企業認証部会	人権・男女共同参画室	部会	川崎市男女平等推進審議会		4	3	75.0%	0	0	2	7	3	31	男女平等かわさき条例
13	行動計画策定部会	人権・男女共同参画室	部会	川崎市男女平等推進審議会		5	4	80.0%	0	0	1年4か月	7	3	31	男女平等かわさき条例
14	川崎市平和館運営委員会 ☆	平和館	附属機関		16	13	6	46.2%	0	0	2	6	9	30	川崎市平和館条例第13条 川崎市平和館条例施行規則第16条
15	川崎市スポーツ推進審議会	市民スポーツ室	附属機関		15	15	5	33.3%	3	1	2	8	4	30	スポーツ基本法第31条 川崎市スポーツ推進審議会条例 川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
16	川崎市文化芸術振興会議 ☆	市民文化振興室	附属機関		10	10	4	40.0%	2	0	3	8	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条 川崎市文化芸術振興会議規則
17	岡本太郎美術館部会 ☆	市民文化振興室	部会	川崎市文化芸術振興会議	5	5	3	60.0%	0	0	3	8	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条 川崎市文化芸術振興会議規則 川崎市文化芸術振興会議岡本太郎美術館部会要綱
18	市民ミュージアム部会 ☆	市民文化振興室	部会	川崎市文化芸術振興会議	4	4	2	50.0%	0	0	3	8	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条 川崎市文化芸術振興会議規則 川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアム部会設置要綱
—	川崎市文化賞等選考委員会	市民文化振興室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
19	新たなミュージアムに関する基本計画懇談会 ☆	市民文化振興室	懇談会等		10	8	4	50.0%	2	2	計画策定まで	未定			新たなミュージアムに関する基本計画懇談会開催運営等要綱
20	かわさき市美術展懇談会 ☆	川崎市市民ミュージアム	懇談会等		4	4	2	50.0%	0	0	1	7	3	31	かわさき市美術展懇談会開催運営等要綱
—	川崎市市民ミュージアム資料等収集懇談会	川崎市市民ミュージアム	懇談会等												川崎市市民ミュージアム資料等収集懇談会開催運営等要綱
—	川崎市市民ミュージアム資料等評価懇談会	川崎市市民ミュージアム	懇談会等												川崎市市民ミュージアム資料等評価懇談会開催運営等要綱
市民文化局合計（審議会等数：20）						177	74	41.8%	37	17					
経済労働局															
—	川崎市経済労働局民間活用事業者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市産業振興協議会	企画課	附属機関		20	16	3	18.8%	0	0	2	6	10	31	川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
2	中小企業活性化専門部会	企画課	部会	川崎市産業振興協議会	-	8	2	25.0%	0	0	2	6	10	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	附属機関		9	9	6	66.7%	2	2	2	7	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条～28条
4	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会 ☆	消費者行政センター	部会	川崎市消費者行政推進委員会	9	9	4	44.4%	0	0	1.5	7	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条～28条
5	川崎市食の安全確保対策懇談会 ☆	消費者行政センター	懇談会等		9	9	5	55.6%	2	2	2	6	10	31	川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱
6	川崎市大規模小売店舗立地審議会	観光・地域活力推進部	附属機関		7	5	1	20.0%	0	0	2	8	5	31	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
7	川崎市観光振興計画推進委員会	観光・地域活力推進部	附属機関		10	8	2	25.0%	0	0	2	8	3	27	川崎市附属機関設置条例
8	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会	イノベーション推進部	懇談会等		11	10	1	10.0%	0	0	2	8	3	31	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会開催運営等要綱
—	かわさき基準推進事業に関する懇談会	イノベーション推進部	懇談会等												かわさき基準推進事業実施要綱
9	川崎市勤労者福祉共済運営協議会 ☆	労働雇用部	附属機関		15	15	6	40.0%	0	0	2	6	8	31	川崎市勤労者福祉共済条例第13条 川崎市勤労者福祉共済条例施行規則第17条・18条・19条
10	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	9	5	31	川崎市附属機関設置条例
11	川崎市労働問題懇談会	労働雇用部	懇談会等		10	10	2	20.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市労働問題懇談会要綱
12	川崎市労働資料に関する懇談会	労働雇用部	懇談会等		8	7	2	28.6%	0	0	2	7	12	31	川崎市労働資料等に関する懇談会開催運営等要綱
13	川崎市農業振興計画推進委員会	農業振興課	附属機関		20	16	6	37.5%	2	2	3	7	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市農業振興計画推進委員会 審査部会	農業振興課	部会	川崎市農業振興計画推進委員会											川崎市附属機関設置条例
14	川崎市農業委員会委員選考委員会	農地課	附属機関		3	2	0	0.0%	0	0	3	8	1	29	川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員会に関する条例第4条
15	早野地区活性化懇談会	農地課	懇談会等		14	14	2	14.3%	0	0	なし				早野地区活性化懇談会開催運営等要綱
16	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		20	11	2	18.2%	0	0	2	7	3	31	川崎市中央卸売市場業務条例第72条～75条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第89条～96条
17	北部市場機能更新事業者選定部会	中央卸売市場北部市場管理課	部会	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	20	6	2	33.3%	0	0	2	7	3	31	川崎市中央卸売市場業務条例第72条～75条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第89条～96条
18	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		13	9	2	22.2%	0	0	2	7	3	31	川崎市地方卸売市場業務条例第73条～第76条 川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第84条～第89条
19	運営審議会南部市場運営方針検討部会	中央卸売市場北部市場管理課	部会	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	13	6	4	66.7%	0	0	2	7	3	31	川崎市地方卸売市場業務条例第73条～第76条 川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第84条～第89条
経済労働局合計（審議会等数：19）						178	55	30.9%	6	6					
環境局															
1	川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		10	3	2	66.7%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	余熱利用市民施設部会 ☆	庶務課	部会	川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会		3	2	66.7%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
3	堤根余熱利用市民施設整備部会	庶務課	部会	川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会		6	2	33.3%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市環境審議会	企画課	附属機関		30	25	6	24.0%	4	1	2	8	3	31	川崎市環境基本条例第13条 川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
—	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	脱炭素戦略推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
5	川崎市環境影響評価審議会	環境評価課	附属機関		20	20	5	25.0%	2	0	2	6	11	30	川崎市環境影響評価に関する条例第75条 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
—	川崎市環境影響評価審議会 専門部会	環境評価課	部会	川崎市環境影響評価審議会											川崎市環境影響評価に関する条例第75条 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
6	汚染土壌処理施設等専門家会議	環境保全課	懇談会等			4	1	25.0%	0	0	2	6	12	31	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱 汚染土壌処理施設等専門家会議開催運営等要綱
7	川崎市廃棄物処理施設専門家会議 ☆	廃棄物指導課	附属機関		7	6	3	50.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
8	堤根処理センター整備事業に関する住民懇談会	施設建設課	懇談会等		10	10	3	30.0%	0	0	1	7	3	31	堤根処理センター整備事業に関する住民懇談会開催運営等要綱
9	川崎市環境総合研究所有識者懇談会	環境総合研究所	懇談会等		4	4	1	25.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市環境総合研究所有識者懇談会開催運営等要綱
	環境局合計(審議会等数:9)					81	25	30.9%	6	1					

健康福祉局

1	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		10	6	3	50.0%	0	0	2	8	5	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会 ☆	生活保護・自立支援室	懇談会等		12	12	5	41.7%	3	1	2	6	7	31	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営要綱
3	川崎市社会福祉審議会	地域包括ケア推進室	附属機関		35	22	3	13.6%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
4	民生委員審査専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	8	8	3	37.5%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
5	身体障害者福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
6	老人福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
7	障害程度審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	19	18	3	16.7%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
8	指定医師審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	19	18	3	16.7%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
9	指定自立支援医療機関審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	19	19	3	15.8%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
10	地域福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	8	7	0	0.0%	0	0	3	8	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
11	川崎市民生委員推薦会 ☆	地域包括ケア推進室	附属機関		14	14	6	42.9%	0	0	3	7	9	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
12	川崎区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	8	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
13	幸区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	8	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
14	中原区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	5	71.4%	0	0	3	8	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
15	高津区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	8	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
16	宮前区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	3	42.9%	0	0	3	9	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
17	多摩区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	8	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
18	麻生区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	9	6	30	民生委員法第8条、民生委員法施行令(必置)、川崎市民生委員推薦会規則
19	川崎市地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域包括ケア推進室	附属機関		10	10	4	40.0%	1	0	3	9	6	30	川崎市介護保険条例
20	川崎市再犯防止推進会議	地域包括ケア推進室	懇談会等		18	18	5	27.8%	1	0	1	7	3	31	川崎市再犯防止推進会議開催運営等要綱
—	川崎市災害弔慰金等支給審査委員会	地域包括ケア推進室	附属機関												川崎市災害弔慰金の支給に関する条例
21	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会 指定管理高齢者施設部会(1) ☆	高齢者事業推進課	部会	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
22	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会 高齢者施設整備選定部会 ☆	高齢者事業推進課	部会	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	5	5	2	40.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会 高齢者施設部会(2)	高齢者在宅サービス課	部会	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
23	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課、障害者社会参加・就労支援課	附属機関		15	13	4	30.8%	1	1	2	7	5	31	川崎市附属機関設置条例
24	川崎市介護保険運営協議会 ☆	介護保険課	附属機関		20	19	9	47.4%	3	1	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
25	地域密着型サービス等部会 ☆	高齢者事業推進課	部会	川崎市介護保険運営協議会	5	5	2	40.0%	1	0	3	6	6	1	川崎市介護保険条例
26	川崎市介護認定審査会 ☆	介護保険課	附属機関		300	259	149	57.5%	0	0	2	7	3	31	介護保険法
27	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	附属機関		20	20	6	30.0%	0	0	2	8	5	20	障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
—	計画策定委員会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会											障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
28	障害者差別解消支援地域協議会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会	14	13	4	30.8%	0	0	2	8	5	20	障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
—	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会 障害者施設部会	障害者施設指導課、障害者社会参加・就労支援課	部会	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
29	川崎市障害支援区分認定審査会	障害福祉課	附属機関		43	26	7	26.9%	0	0	2	7	3	31	障害者総合支援法第15条、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
—	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会 障害者施設整備選定部会	障害者施設指導課、施設課	部会	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
30	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	附属機関		20	15	4	26.7%	0	0	3	8	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第9条、川崎市精神保健福祉審議会条例
31	川崎市自殺対策評価委員会	精神保健課	附属機関		5	5	0	0.0%	0	0	3	9	3	31	川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条 川崎市自殺対策評価委員会規則
32	地域活動支援センターA型の機能に関する懇談会	精神保健課	懇談会等		9	9	2	22.2%	0	0	—	定めなし			地域活動支援センターA型の機能に関する懇談会開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
33	川崎市中心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害者社会参加・就労支援課	附属機関		6	6	2	33.3%	0	0	2	6	10	31	川崎市附属機関設置条例
34	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会 ☆	障害者社会参加・就労支援課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	1	6	7	31	川崎市身体障害者更生資金貸付条例第8条 川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則
35	川崎市地域医療審議会	保健医療政策担当	附属機関		30人以内	28	4	14.3%	1	1	2	8	3	31	川崎市地域医療審議会条例
36	救急医療体制検討委員会	保健医療政策担当	部会	川崎市地域医療審議会	12人以内	8	0	0.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市地域医療審議会条例
37	保健部会	保健医療政策担当	部会	川崎市地域医療審議会	12人以内	6	2	33.3%	1	1	2	8	3	31	川崎市地域医療審議会条例
38	調査部会	保健医療政策担当	部会	川崎市地域医療審議会	12人以内	8	3	37.5%	1	1	2	8	3	31	川崎市地域医療審議会条例
39	災害時医療体制検討部会	保健医療政策担当	部会	川崎市地域医療審議会	12人以内	11	1	9.1%	0	0	2	8	3	31	川崎市地域医療審議会条例
40	周産期医療運営専門部会 ☆	保健医療政策担当	部会	川崎市地域医療審議会	12人以内	4	2	50.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市地域医療審議会条例
41	川崎市保健所運営協議会	保健医療政策担当	附属機関		12人以内	9	1	11.1%	0	0	2	6	11	30	地域保健法第11条 川崎市保健所運営協議会条例
42	川崎市食育推進会議 ☆	健康増進担当	附属機関		19人以内	18	9	50.0%	2	2	2	7	6	30	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例
43	川崎市食育推進会議部会 ☆	健康増進担当	部会	川崎市食育推進会議	19人以内	14	8	57.1%	2	2	2	7	6	30	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例
44	市民健康づくり運動推進懇談会 ☆	健康増進担当	懇談会等		20人以下	11	6	54.5%	1	0	2	7	6	30	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱
45	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健・アレルギー疾患対策担当	附属機関		15	14	2	14.3%	0	0	2	6	9	30	公害健康被害の補償等に関する法律第44条・45条(必置) 川崎市公害健康被害認定審査会条例
46	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健・アレルギー疾患対策担当	附属機関		6	6	0	0.0%	0	0	2	6	9	30	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
47	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健・アレルギー疾患対策担当	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	8	3	31	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例第8条、川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会規則
—	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生担当	附属機関												川崎市葬祭条例第16条(必置)
—	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会 斎苑部会	生活衛生担当	部会	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
48	川崎市予防接種運営委員会	予防接種企画・予防接種担当	附属機関		18	18	4	22.2%	0	0	2	7	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
49	予防接種事故対策部会	予防接種企画・予防接種担当	部会	川崎市予防接種運営委員会	7	7	2	28.6%	0	0	2	7	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
50	川崎市感染症診査協議会	感染症対策担当	附属機関		15	15	4	26.7%	0	0	2	7	3	31	川崎市感染症診査協議会条例
51	川崎市感染症対策協議会	感染症対策担当	附属機関		26	26	3	11.5%	0	0	2	7	6	30	川崎市附属機関設置条例
52	川崎市結核対策推進委員会	感染症対策担当	部会	川崎市感染症対策協議会	12	11	2	18.2%	0	0	2	7	6	30	川崎市附属機関設置条例
53	川崎市感染症発生動向調査委員会	感染症対策担当	部会	川崎市感染症対策協議会	9	9	0	0.0%	0	0	2	7	6	30	川崎市附属機関設置条例
54	川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	感染症対策担当	部会	川崎市感染症対策協議会	11	10	2	20.0%	0	0	2	7	6	30	川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
55	川崎市地域感染症対策ネットワーク委員会	感染症対策担当	部会	川崎市感染症対策協議会	12	11	1	9.1%	0	0	2	7	6	30	川崎市附属機関設置条例
56	川崎市医療安全相談センター運営協議会 ☆	医事・薬事担当	附属機関		9	8	4	50.0%	0	0	2	7	7	31	川崎市附属機関設置条例
57	川崎市精度管理専門委員会 ☆	医事・薬事担当	附属機関		6	5	2	40.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市附属機関設置条例
58	川崎市国民健康保険運営協議会	医療保険課	附属機関		11	11	2	18.2%	3	2	3	7	5	31	国民健康保険法第11条(必置) 川崎市国民健康保険条例第2条・3条 川崎市国民健康保険運営協議会規則
59	川崎市指定難病審査会	国民年金・福祉医療課	附属機関		15	16	1	6.3%	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
60	消化器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
61	神経・筋疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
62	免疫系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
63	骨・関節系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	1	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
64	皮膚・結合組織疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
65	血液系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
66	呼吸器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
67	循環器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
68	視覚系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
69	腎・泌尿器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
70	代謝・内分泌系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	2	2	0	0.0%	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
71	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
72	耳鼻科系疾患群専門部会 聴覚・平衡機能系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
73	脳神経外科疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	8	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
74	川崎市精神医療審査会	総務・判定課	附属機関		15	15	3	20.0%	0	0	2	8	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第12条
75	川崎市総合リハビリテーションセンター研究倫理及び利益相反に関する懇談会 ☆	企画・連携推進課	懇談会等		7	7	3	42.9%	0	0	2	7	3	31	川崎市総合リハビリテーションセンター調査研究倫理に関する要綱
76	川崎市措置入院制度運営等に関する懇談会	こころの健康課	懇談会等		13	13	1	7.7%	0	0	2	7	3	31	川崎市措置入院制度運営等に関する懇談会運営要綱
健康福祉局合計(審議会等数:76)						956	327	34.2%	21	12					
こども未来局															

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
1	川崎市子ども・子育て会議	企画課	附属機関		25	22	8	36.4%	2	1	2	7	3	31	子ども・子育て支援法第72条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条、川崎市子ども・子育て会議条例
2	計画推進部会	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	9	9	3	33.3%	0	0	2	7	3	31	子ども・子育て支援法第72条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条、川崎市子ども・子育て会議条例
3	教育・保育推進部会	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	9	9	2	22.2%	1	0	2	7	3	31	子ども・子育て支援法第72条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条、川崎市子ども・子育て会議条例
4	子ども・子育て支援推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	7	7	4	57.1%	1	1	2	7	3	31	子ども・子育て支援法第72条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条、川崎市子ども・子育て会議条例
5	川崎市児童福祉審議会 ☆	企画課	附属機関		20	20	10	50.0%	0	0	2	8	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
6	第1部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	6	6	3	50.0%	0	0	2	8	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
7	第2部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	8	8	5	62.5%	0	0	2	8	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
8	第3部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	5	5	2	40.0%	0	0	2	8	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
9	第4部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	5	5	2	40.0%	0	0	2	8	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
10	検証部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	9	9	6	66.7%	0	0	2	8	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
11	川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		10	5	2	40.0%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
12	青少年教育施設・こども文化センター部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
13	母子生活支援施設部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
14	川崎市保育所等整備事業者選定委員会 ☆	保育対策課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市附属機関設置条例
15	民間活用推進部会 ☆	保育対策課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会	定めなし	5	3	60.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市附属機関設置条例
16	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会 ☆	保育・子育て推進部	附属機関		6	5	3	60.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市附属機関設置条例
17	川崎市小児慢性特定疾病審査会	児童家庭支援・虐待対策室	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	6	12	31	児童福祉法第19条の4(必置)
18	川崎市母子保健懇談会	児童家庭支援・虐待対策室	懇談会等			10	2	20.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱
19	川崎市子どもの権利委員会 ☆	青少年支援室	附属機関		10	10	4	40.0%	2	1	3	7	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
—	行動計画評価部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	実態意識調査部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	対話部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	川崎市いじめ総合調整委員会	青少年支援室	附属機関												川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例第13条
20	川崎市青少年問題協議会	青少年支援室	附属機関		35	27	7	25.9%	0	0	2	6	8	31	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
21	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議	青少年支援室	懇談会等		8	8	2	25.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱
	こども未来局合計(審議会等数:21)					188	75	39.9%	6	3					
まちづくり局															
—	川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市建築審査会 ☆	まちづくり調整課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	2	8	3	31	建築基準法第78条～83条(必置) 川崎市建築審査会条例
2	川崎市開発審査会 ☆	まちづくり調整課	附属機関		7	7	4	57.1%	0	0	2	6	7	31	都市計画法第78条(必置) 川崎市開発審査会条例
3	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	附属機関		9	9	3	33.3%	0	0	2	7	12	31	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
—	川崎市建築等紛争調停委員会小委員会	まちづくり調整課	部会	川崎市建築等紛争調停委員会											川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
4	川崎市都市計画審議会	都市計画課	附属機関		20	20	5	25.0%	3	1	2	8	4	1	都市計画法第77条の2、第87条の2 川崎市都市計画審議会条例
—	都市計画提案制度小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
5	都市計画マスタープラン等小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	なし	13	2	15.4%	3	1	2	8	4	1	川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	都市計画道路網のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	川崎縦貫高速鉄道小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	防災都市計画のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
6	口頭意見陳述実施小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	なし	4	1	25.0%	0	0	2	8	4	1	川崎市都市計画審議会条例施行規則
7	川崎市地区まちづくり審議会 ☆	景観・地区まちづくり担当	附属機関		7	5	3	60.0%	2	1	2	6	6	30	川崎市地区まちづくり育成条例第16条、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第27条
8	川崎市都市景観審議会 ☆	景観・地区まちづくり担当	附属機関		15	15	6	40.0%	3	0	2	7	6	30	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
9	川崎市都市景観審議会 専門部会	景観・地区まちづくり担当	部会	川崎市都市景観審議会	6	6	4	66.7%	0	0	2	7	6	30	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
10	川崎駅東口地区駐車対策推進会議	交通政策室	懇談会等		11	11	0	0.0%	0	0	2	7	3	31	川崎駅東口地区駐車対策推進会議運営等要綱
11	川崎市総合都市交通計画見直し検討会議	交通政策室	懇談会等		17	16	3	18.8%	2	1	計画改定まで	R7年度予定			川崎市総合都市交通計画見直し検討会議運営等要綱
12	川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	附属機関		10	10	1	10.0%	0	0	5	10	12	17	土地区画整理法第56条～64条(必置)、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第8条～15条
13	登戸土地区画整理事業評価員	登戸区画整理事務所	専門委員		3	3	0	0.0%	0	0	なし	なし			土地区画整理法第65条、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第19条
14	川崎市住宅政策審議会	住宅整備推進課	附属機関		15人以内	13	5	38.5%	3	1	2	8	5	31	川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
15	川崎市住宅政策審議会 専門部会 ☆	住宅整備推進課	部会	川崎市住宅政策審議会		5	3	60.0%	0	0	2	8	5	31	川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則
16	川崎市住宅政策審議会 事業評価部会 ☆	市営住宅管理課	部会	川崎市住宅政策審議会	2	2	1	50.0%			2	8	5	31	川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則
17	川崎市空家等対策協議会	住宅整備推進課	附属機関		13人以内	13	4	30.8%	0	0	2	6	7	14	空家等対策の推進に関する特別措置法第8条第1項 川崎市空家等対策協議会条例
—	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	宅地企画指導課	懇談会等												川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱
	まちづくり局合計(審議会等数:17)					159	48	30.2%	16	5					
建設緑政局															
1	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		10	9	4	44.4%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	緑化センター部会 ☆	みどりの管理課	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	5	5	2	40.0%	0	0	1	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	ゴルフ場部会 ☆	みどりの管理課	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	3	3	2	66.7%	0	0	1	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
4	富士見公園部会 ☆	みどりの管理課 富士見・等々力再編整備室	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	3	3	2	66.7%	0	0	1	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 ☆	みどりの事業調整課	附属機関		10	5	2	40.0%	0	0	1	6	8	31	川崎市都市公園条例第18条の5
6	川崎市多摩川プラン推進会議	みどりの事業調整課	附属機関		10	10	1	10.0%	3	0	2	8	6	30	川崎市附属機関設置条例
7	川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 ☆	みどりの事業調整課	附属機関		6	6	3	50.0%	0	0	1	7	3	31	川崎市附属機関設置条例
8	多摩川緑地部会	みどり・多摩川協働推進課	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	8	4	1	25.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
9	王禅寺四ツ田部会	みどり・多摩川協働推進課	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	8	3	3	100.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
10	霊園部会 ☆	霊園事務所	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	10	3	1	33.3%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
11	生田緑地部会	生田緑地整備事務所	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	8	4	1	25.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
12	等々力緑地部会	富士見・等々力再編整備室	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	10	3	0	0.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
13	川崎市屋外広告物審議会	路政課	附属機関		15	13	3	23.1%	3	0	2	8	3	31	川崎市屋外広告物条例第39条、川崎市屋外広告物条例施行規則第34条～38条
14	建設緑政局事業予定地等有効活用検討委員会 ☆	道路整備課	懇談会等		2	2	1	50.0%	0	0	任期の定めなし			建設緑政局事業予定地等有効活用検討委員会設置要領	
—	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車利活用推進室	附属機関												自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条、川崎市自転車等駐車対策協議会条例
15	自転車対策部会	自転車利活用推進室	部会	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	4	4	1	25.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
	建設緑政局合計(審議会等数:15)					77	27	35.1%	6	0					
港湾局															

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
1	川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会☆	庶務課	附属機関		10	5	2	40.0%	0	0	2	6	6	16	川崎市附属機関設置条例
2	川崎港港湾審議会	経営企画課	附属機関		35	27	3	11.1%	0	0	2	7	5	24	港湾法第35条の2(必置) 川崎港港湾審議会条例
	港湾局合計(審議会等数:2)					32	5	15.6%	0	0					
臨海部国際戦略本部															
—	川崎市臨海部国際戦略本部民間活用事業者選定評価委員会	事業推進部	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	臨海部ビジョン推進懇談会 ☆	事業推進部	懇談会等			5	2	40.0%	0	0	2	8	3	31	臨海部ビジョン推進懇談会開催運営等要綱
—	川崎市臨海部研究開発機能強化事業懇談会	事業推進部	懇談会等												川崎市臨海部研究開発機能強化補助金交付要綱
	臨海部国際戦略本部合計(審議会等数:1)					5	2	40.0%	0	0					
危機管理本部															
1	川崎市防災会議	危機管理部	附属機関		70人以内	65	4	6.2%	0	0	2年または任期なし	8	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
2	川崎市防災会議幹事会	危機管理部	部会	川崎市防災会議	若干名	63	5	7.9%	0	0	2年または任期なし	8	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
3	川崎市防災対策検討委員会	危機管理部	附属機関		なし	7	1	14.3%	0	0					川崎市防災会議条例第4条 川崎市防災会議運営要綱第5条
—	川崎市災害時支援助物資受援体制検討委員会	危機管理部	附属機関												川崎市防災会議条例第4条 川崎市防災対策検討委員会設置要綱第8条
4	川崎市国民保護協議会	危機管理部	附属機関		55人以内	53	4	7.5%	0	0	2	8	3	31	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条8項(必置)
5	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理部	部会	川崎市国民保護協議会	55人以内	50	5	10.0%	0	0	2	8	3	31	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条(必置)
—	川崎市危機管理本部民間活用事業者選定評価委員会	危機管理部	附属機関												川崎市附属機関設置条例
	危機管理本部合計(審議会等数:5)					238	19	8.0%	0	0					
川崎区役所															
1	川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会	総務課	附属機関		10	6	2	33.3%	0	0	2	8	4	30	川崎市附属機関設置条例
2	東海道かわさき宿交流館部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	8	4	30	川崎市附属機関設置条例
3	大師公園部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	8	4	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市スポーツ・文化総合センター一部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	8	4	30	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会☆	企画課	附属機関		5人以内	4	2	50.0%	0	0	2	6	9	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進課	懇談会等			13	3	23.1%	1	0	3	9	3	31	川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
7	川崎区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
	川崎区役所合計(審議会等数:7)					40	14	35.0%	1	0					
幸区役所															
1	川崎市幸区民間活用事業者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		10	3	1	33.3%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	4	80.0%	0	0	2	7	5	31	川崎市附属機関設置条例
3	幸区地域福祉計画推進会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		なし	11	5	45.5%	0	0	3	9	3	31	幸区地域福祉計画推進会議運営等要綱
4	幸区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
	幸区役所合計(審議会等数:4)					27	14	51.9%	0	0					
中原区役所															
—	川崎市中原区民間活用事業者選定評価委員会	総務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会☆	企画課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	7	12	31	川崎市附属機関設置条例 中原区市民提案型事業実施要綱
2	コスギ・コミュニティ推進会議	地域振興課	懇談会等		定め無し	12	2	16.7%	0	0	定め無し	定め無し			コスギ・コミュニティ推進会議設置要綱
—	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域ケア推進課	懇談会等												中原区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
3	中原区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
	中原区役所合計(審議会等数:3)					25	9	36.0%	0	0					
高津区役所															
1	川崎市高津区民間活用事業者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		10	3	2	66.7%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	4	80.0%	0	0	2	7	8	23	川崎市附属機関設置条例
—	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会	企画課	懇談会等												高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱
3	「エコシティたかつ」推進会議	企画課	懇談会等		概ね20人	19	5	26.3%	1	1	2	8	6	30	「エコシティたかつ」推進会議開催運営等要綱
—	高津区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進課	懇談会等												高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
4	高津区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
	高津区役所合計(審議会等数:4)					35	15	42.9%	1	1					
宮前区役所															

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
1	川崎市宮前区民間活用事業者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		10	3	2	66.7%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5	4	2	50.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		10	10	6	60.0%	0	0	1	7	3	31	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱
4	宮前区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
宮前区役所合計(審議会等数:4)						25	14	56.0%	0	0					
多摩区役所															
1	川崎市多摩区民間活用事業者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		10	3	2	66.7%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	多摩区支え合いのまちづくり推進会議	地域ケア推進課	懇談会等												多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱
2	多摩区地域包括支援センター運営協議会 ☆	高齢・障害課	附属機関		8	8	4	50.0%	1	0	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
多摩区役所合計(審議会等数:2)						11	6	54.5%	1	0					
麻生区役所															
1	川崎市麻生区民間活用事業者選定評価委員会	総務課	附属機関		10	3	0	0.0%	0	0	2	8	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	8	2	23	川崎市附属機関設置条例
3	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		12	12	7	58.3%	1	0	3	9	3	31	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱
4	麻生区地域包括支援センター運営協議会	高齢・障害課	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	6	6	30	川崎市介護保険条例
麻生区役所合計(審議会等数:4)						28	11	39.3%	1	0					
上下水道局															
1	川崎市上下水道事業経営審議委員会	経営戦略・危機管理室	懇談会等		15	14	4	28.6%	2	2	2	6	9	30	川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱
2	川崎市上下水道局民間活用事業者選定評価委員会 ☆	経営戦略・危機管理室	懇談会等		10	3	2	66.7%	0	0	2	8	3	31	川崎市上下水道局民間活用事業者選定評価委員会設置要綱
上下水道局合計(審議会等数:2)						17	6	35.3%	2	2					
交通局															
—	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	懇談会等												川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	管理課	懇談会等		なし	7	2	28.6%	0	0	1	7	3	31	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
2	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会 ☆	管理課 経営企画課	懇談会等		8人以内	6	3	50.0%	0	0	2	7	3	31	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会設置要綱
3	川崎市バス事業アドバイザー・ボード	経営企画課	懇談会等		なし	6	2	33.3%	0	0	なし	8	3	31	川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱
交通局合計(審議会等数:3)						19	7	36.8%	0	0					
病院局															
—	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	懇談会等												川崎市立多摩病院運営協議会開催運営等要綱
1	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	懇談会等		6	6	1	16.7%	0	0	3	7	3	31	川崎市立病院運営委員会設置要項
—	川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会	川崎病院患者総合サポートセンター	懇談会等												川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会要綱
—	川崎市立多摩病院モニター懇談会	経営企画室	懇談会等												川崎市立多摩病院モニター懇談会開催運営等要綱
2	川崎市立井田病院地域医療支援病院運営委員会	市立井田病院地域医療部	懇談会等		8	8	2	25.0%	0	0	3	8	5	31	川崎市立井田病院地域医療支援病院運営委員会要綱
病院局合計(審議会等数:2)						14	3	21.4%	0	0					
消防局															
—	川崎市消防局民間活用事業者選定評価委員会	企画担当	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	附属機関		11	11	3	27.3%	0	0	2	8	4	30	川崎市附属機関設置条例
2	作業部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	7	7	0	0.0%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
3	安全管理検討部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	6	6	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市危険物等保安審議会	保安課	附属機関		20	15	0	0.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例 川崎市危険物等保安審議会要綱
5	川崎市コンビナート安全対策委員会	保安課	附属機関		4	4	0	0.0%	0	0	2	7	10	19	川崎市附属機関設置条例 川崎市コンビナート安全対策委員会要綱
消防局合計(審議会等数:5)						41	3	7.3%	0	0					
市民オンブズマン事務局															
1	川崎市市民オンブズマン ☆	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	1	50.0%	0	0	3	6,7	12,3	31	川崎市市民オンブズマン条例 川崎市市民オンブズマン条例施行規則
2	川崎市人権オンブズパーソン	人権オンブズパーソン担当	附属機関		2	2	2	100.0%	0	0	3	7,8	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例 川崎市人権オンブズパーソン条例施行規則
市民オンブズマン事務局合計(審議会等数:2)						4	3	75.0%	0	0					
教育委員会事務局															
1	川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		10	5	2	40.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
2	川崎市教育改革推進会議	教育政策室	懇談会等		13	13	3	23.1%	2	1	2	7	3	31	川崎市教育改革推進会議運営要綱
3	学校運営協議会	教育政策室	附属機関		1496	1291	477	36.9%	0	0	1	7	3	31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 川崎市学校運営協議会規則
4	川崎市いじめ防止対策連絡協議会	指導課	附属機関		25	13	4	30.8%	0	0	2	6	9	30	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
5	川崎市いじめ問題専門・調査委員会 ☆	指導課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	7	1	18	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
6	川崎市教科用図書選定審議会 ☆	指導課	附属機関		20	16	8	50.0%	0	0	1	7	4	25	川崎市教科用図書選定審議会
7	川崎市不登校対策に係る懇談会 ☆	支援教育課	懇談会等		7	7	3	42.9%	0	0	1	7	3	31	川崎市不登校対策に係る懇談会運営等要綱
—	川崎市特別支援教育推進懇談会	支援教育課	懇談会等												川崎市特別支援教育推進懇談会開催運営等要綱
8	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	附属機関	川崎市社会教育委員会議	20	20	6	30.0%	2	1	2	8	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
9	教育文化会館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	5	62.5%	1	0	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
10	幸市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	4	50.0%	1	1	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
11	中原市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	7	87.5%	1	1	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
12	高津市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	4	50.0%	1	0	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
13	宮前市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	8人以内	8	3	37.5%	1	0	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
14	多摩市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	8	4	50.0%	1	0	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
15	麻生市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	9人以内	8	4	50.0%	2	2	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
16	図書館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	10	5	50.0%	2	1	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
17	青少年科学館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	9	3	33.3%	2	1	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
18	日本民家園専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10人以内	10	4	40.0%	2	1	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
19	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	8人以内	8	5	62.5%	2	2	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
20	青少年教育施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	15人以内	10	2	20.0%	2	1	2	専門部会の審議又は調査終了まで			社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
21	川崎市文化財審議会	文化財課	附属機関		10	10	2	20.0%	0	0	2	8	4	30	川崎市文化財保護条例第3条・第4条
22	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	文化財課	附属機関		10	10	1	10.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
23	調査部会	文化財課	部会	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	0	0.0%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例
24	整備部会	文化財課	部会	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	1	16.7%	0	0	2	8	3	31	川崎市附属機関設置条例

No.	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年(令和)	月	日	
25	川崎市地名資料収集懇談会	文化財課	懇談会等		4	4	1	25.0%	0	0	なし	未定			川崎市地名資料収集懇談会運営等要綱
	教育委員会事務局合計(審議会等数:25)					1509	560	37.1%	22	12					
監査事務局															
—	川崎市監査専門委員	行政監査課	専門委員												地方自治法第200条の2、川崎市監査専門委員設置規程
	監査事務局合計(審議会等数:—)														
	全局区合計(審議会等総数:277)					4028	1379	34.2%	140	63					

7 各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局区名 女性比率	局区名																								合計	構成比(%)	
	総務企画局	財政局	市民文化局	経済労働局	環境局	健康福祉局	こども未来局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	臨海部国際戦略本部	危機管理本部	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	市民オンブズマン事務局			教育委員会事務局
100%									1															1	2	0.7%	
90.0-99.9%																										0	0.0%
80.0-89.9%			2										1		1										1	5	1.8%
70.0-79.9%			1			1																				2	0.7%
60.0-69.9%			1	2	2	1	5	3	2					1	1	2	1			1					2	24	8.7%
50.0-59.9%	8		6	1	1	7	3	2	2				2	1	1	1	2	1	1		1			1	6	47	17.0%
40.0-49.9%	6	1	3	2		11	4	2	3	1	1			1											4	39	14.1%
30.0-39.9%	1	3	4	3	2	8	4	3	1				4	1					1		1				5	41	14.8%
20.0-29.9%	3	1	1	6	4	12	5	2	4				1			1			1	1	1	1	1		4	49	17.7%
10.0-19.9%			1	4		11		3	1	1		2			1								1		2	27	9.7%
0.0-9.9%		1	1	1		12		2	1			3							1				4		1	27	9.7%
うち 0.0%			1	1		8		2	1										1				4		1	19	6.9%
委員が1人	1					13																				14	5.1%
合計	19	6	20	19	9	76	21	17	15	2	1	5	7	4	3	4	4	2	4	2	3	2	5	2	25	277	100.0%

【女性比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	3	2	6	14	6	42	7	10	6	1	0	5	2	0	1	1	0	0	3	1	2	2	5	0	12	131	100.0%
-------	---	---	---	----	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	-----	--------

注1) 委員総数が3人の審議会等の場合、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等とする。

注2) 委員数が1人の審議会等については、比率を算出してない。

* 所管する審議会等全てで女性比率を達成しているのは臨海部国際戦略本部、幸区役所、宮前区役所、多摩区役所、市民オンブズマン事務局である。

* 各局区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、20.0%～29.9%の審議会等の数が49(構成比17.7%)と最も多い。

8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画

局区名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
1	財政局	資金課	川崎市ふるさと納税推進懇談会	推薦を依頼する団体は女性の参画が少ないため	任期途中で団体推薦の委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人増やす(33.3%)	役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。1人増やす(33.3%)
2	市民文化局	人権・男女共同参画室	川崎市差別防止対策等審査会	学識経験者枠で、憲法、行政法、人権擁護等に精通する女性研究者、実務家が少くない現状があるため	任期途中で委員が交代する場合には、女性の選任を目標とする。	任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする。(20%)	任期途中で委員が交代する場合には、女性の選任を目標とする。
3	経済労働局	農地課	川崎市農業委員会委員選考委員会	農業分野の学識経験者等において女性の参画が少ない現状があるため。	任期途中で委員が交代する場合には、女性委員の推薦について団体に依頼する。	任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする。(33%)	任期途中で委員が交代する場合には、女性委員の推薦について団体に依頼する。
4	健康福祉局	地域包括ケア推進室	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	委員就任の依頼を関係団体あてに行っており、職務指定で推薦を受けているため現在全員男性となっている。	任期途中で委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期途中で委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする。
5		地域包括ケア推進室	川崎市社会福祉審議会老人福祉専門分科会	委員就任の依頼を関係団体あてに行っており、職務指定で推薦を受けているため現在全員男性となっている。	任期途中で委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期途中で委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする。
6		地域包括ケア推進室	川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	委員就任の依頼を関係団体あてに行っており、職務指定で推薦を受けているため現在全員男性となっている。	任期途中で委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期途中で委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする。
7		精神保健課	川崎市自殺対策評価委員会	計画推進や評価に関する意見聴取を実施するため、医師・学識経験者枠として委員選定した結果全員男性となった。	—	任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする。(20%)	—
8	保健医療政策担当 (災害医療対策担当)	川崎市地域医療審議会救急医療体制検討委員会	本市の救急医療に関する専門的見識者については、現状、団体において、主に男性がその立場に就いている状況にあり、直ちに女性を推薦することが困難な状況であるため。	任期途中で団体推薦の委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	各病院等の状況を随時確認し、後任として女性候補の紹介を依頼するなど、女性の比率向上に努める。	各病院等の状況を随時確認し、後任として女性候補の紹介を依頼するなど、女性の比率向上に努める。	
9	環境保健・アレルギー疾患対策担当	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	委員の定員が少ない上、女性委員推薦の配慮を行った上で依頼したが女性委員の推薦がなかったため。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、推薦を働きかける。	委員改選にあたっては、女性を優先して、推薦していただくよう依頼を行う。	任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、推薦を働きかける。	
10	感染症対策担当	川崎市感染症発生動向調査委員会	関係団体及び専門医から専任しているが、当該役職に女性委員が少ないことに加え、他の部会に選任されているため。	現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。	現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。	現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。	

局区名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
11	健康福祉局	国民年金・福祉医療課	川崎市指定難病審査会 代謝・内分泌系疾患群専門部会	学識経験を有する難病指定医の中から、特に豊富な学識経験を有する難病指定医を指定難病審査会の委員とすべく選考を進めた結果、女性の候補者が少なかったため。	令和6年度は現任委員の任期中。	令和7年度は現任委員の任期中。	現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。
12	まちづくり局	交通政策室	川崎駅東口地区駐車対策推進会議	学識経験者枠で交通工学・交通まちづくり・ICT等に関する分野を研究分野とする女性研究者が少ない現状がある。また、推薦を依頼する交通関連の団体は女性の参画が少なく、女性の推薦をお願いしたが紹介が得られなかった。	次年度の改選に向けて、女性学識者の情報収集を行う。また、団体等について、役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。	任期中途中で団体推薦の委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	次年度の改選に向けて、女性学識者の情報収集を行う。また、団体等について、役職にこだわらず幅広く推薦者を検討することを依頼する。
13		登戸区画整理事務所	登戸土地区画整理事業評価員	3名のうち2名は充て職であり、1名の学識経験者は専門分野に女性が少ない上、任期がなく、本人都合による解雇が多いため、男女比配慮の機会が少ない。	行政職員2名については充て職のため配慮して選任することができないが、学識経験者1名については、委員交代の際に、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	行政職員2名については充て職のため配慮して選任することができないが、学識経験者1名については、委員交代の際に、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	行政職員2名については充て職のため配慮して選任することができないが、学識経験者1名については、委員交代の際に、女性の参画に向け、候補者に働きかける。
14	建設緑政局	富士見・等々力再編整備室	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会等々力緑地部会	等々力緑地再編整備事業に精通している女性学識経験者等が少ない現状のため。	任期中途中で委員が交代する場合には、女性の選任を目標とする。	任期中途中で委員が交代する場合には、女性の選任を目標とする。	任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする。 (33%)
15	麻生区役所	総務課	川崎市麻生区民間活用事業者選定評価委員会	必要な専門知識を持つ学識経験者に女性が少ないこと等により女性委員の選定に至らなかったため。	任期中途中で委員が交代する場合は、女性学識経験者の紹介を働きかける。	任期中途中で委員が交代する場合は、女性学識経験者の紹介を働きかける。	引き続き女性の推薦を依頼し、1人増やすことを目標とする(33%)。
16	消防局	救急課	川崎市メディカルコントロール協議会作業部会	委員就任の依頼を関係団体あてに行っており、職務指定で推薦を受けているため現在全員男性となっている。	令和6年度の委員改選に向け、継続して目標比率に到達した働きかけを実施する。	任期中途中で団体推薦の委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期中途中で団体推薦の委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。
17		救急課	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	委員4名中4名が職務指定となっており、その役職は現在全員男性となっているため。	令和6年度の委員改選に向け、継続して目標比率に到達した働きかけを実施する。	任期中途中で団体推薦の委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。	任期中途中で団体推薦の委員が交代する場合は、女性の参画の働きかけを行う。
18		保安課	川崎市危険物等保安審議会	学識経験者枠で、危険物等取扱事業所の環境安全部門の女性管理職が少ない現状がある。	任期中途中で委員が交代する場合は、女性学識経験者の紹介を働きかける。	令和8年度の委員改選に合わせ、現任の学識経験者等の関係者に早期から女性学識経験者の紹介を働きかける。	任期中途中で委員が交代する場合は、女性学識経験者の紹介を働きかける。1人増やす(6.6%)
19	保安課	川崎市コンビナート安全対策委員会	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物施設事故の原因調査等の分野において、女性学識経験者が少ない現状がある。	令和7年度の委員改選に合わせ、現任の学識経験者等の関係者に早期から女性学識経験者の紹介を働きかける。	任期中途中で委員が交代する場合は、女性学識経験者の紹介を働きかける。1人増やす(25%)	令和9年度の委員改選に合わせ、現任の学識経験者等の関係者に早期から女性学識経験者の紹介を働きかける。
20	教育委員会事務局	文化財課	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会	この分野で国の基準を満たす学識経験者で研究者を探したが、候補となる女性研究者がほとんどいないため。	任期中途中で委員が交代する場合は、女性学識経験者の紹介を働きかける。	任期中途中で委員が交代する場合は、女性学識経験者の紹介を働きかける。	現在の学識経験者が退任の申し出があった場合女性学識経験者の紹介を働きかける。

参 考 资 料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく
附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を令和7年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるよう目指す。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長（以下「局長等」という。）は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」（別記様式）に基づき、男女共同参画推進員（各所管局庶務担当課長）の合議の上、市民文化局長と事前協議を行うものとする。

2 市民文化局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民文化局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民文化局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民文化局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

審議会等の委員選任に係る事前協議書

年 月 日

市民文化局長 様

局長

所管課名 _____ 課

担当者名 _____ 内線 _____

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名												新規設置・改選年月日		年 月 日		
根拠法令等												再任の取扱い (○をつける)		あり なし		
	区 分	現 状 値 (※改選時に記入)					選 任 予 定 (※新規・改選時に記入)					検 討 後 の 選 任 予 定 (※新規・改選時に記入)				
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)
委 員 内 訳	学識経験															
	団体推薦															
	市民公募															
	行政職員															
	合 計															
※目標値（女性比率 40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率 50%未満で現状値より比率が下がる理由																

※協議の経緯・結果 委員構成の改正 人材情報の提供 要綱の改正 その他

※選任における課題等

審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民文化局長

川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局	部	担当
		課	内線

【記入に関する留意点】

- * 各課(室)で所管するすべての審議会等(部会を含む)が記入対象となります。様式1に含まれない審議会等があれば欄を追加して記入をお願いします。
- * 「R6.6.1現在の活動状況」は記入必須項目です。「委員内訳」以降は、R6.6.1現在「活動中」の審議会等のみ御回答をお願いします。
- * 調査の対象となる審議会等の欄の修正あれば赤字みえ消しで記載をお願いします。
- * 調査対象となる審議会等については「附属機関設置等設置台帳(R6.4.1現在)」と「令和5年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」をもとに把握しています。

調査対象となる審議会等(枠内修正等あれば赤字で記載)					記入必須事項 R6.6.1現在の活動状況	「R6.6.1現在 活動中」と回答した審議会等のみ回答											
No.	審議会名	所管課(室)	根拠法令等	設置の区分 部会の母体となる附属機関名		委員内訳				会長(性別)	副会長(性別)	任期(年)	現委員の任期		今後の設置の方向性		
						定数(人)	委員総数(人)	委員総数のうち女性委員					委員総数のうち公募委員			年月日から	年月日まで
										数(人)	割合(%)	数(人)	うち女性数(人)				

女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書（様式2）

記入所管課名	局	部	担当	
		課	内線	

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日	女性委員ゼロとなった理 由	女性の参加促進計画		
						令和6年度	令和7年度	令和8年度
						目 標	目 標	目 標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

令和6(2024)年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

令和6(2024)年11月発行

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地市役所21階

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th